

平成 30 年 7 月 23 日

教育部指導課

市内小・中学生の SNS 利用状況について

I. 平成 29 年度「久喜市携帯電話等の利用状況等に関する調査」より

※市内小学校 23 校・中学校 11 校の該当学年のうち各 1 クラスが回答

1 【自分専用の携帯電話やスマートフォンを持っていますか。持っている場合は①～④のうちどれですか。】

	小 4	小 6	中 1	中 2	中 3
回答児童生徒数	656 人	625 人	317 人	405 人	329 人
持っていない	60.7%	47.0%	26.8%	26.8%	22.4%
持っている	39.3%	53.0%	73.2%	73.2%	77.6%
①従来の携帯電話	8.6%	12.7%	4.7%	7.3%	4.2%
②キッズ用携帯電話	58.8%	41.4%	5.7%	1.5%	1.7%
③スマートフォン	26.3%	42.3%	85.8%	89.2%	92.4%
④ジュニア用スマートフォン	6.3%	3.6%	3.8%	1.9%	1.7%

2 【1 で「持っている」と選んだ人が回答】

	小 4	小 6	中 1	中 2	中 3
家庭内でルールを決めていない	31.9%	29.9%	22.4%	28.5%	37.0%
家庭内でルールを決めている	68.1%	70.1%	77.6%	71.5%	63.0%

家庭内のルールは、「利用マナー」「利用する時間」「利用する場所」「利用料金の上限」等である。

3 【SNS 等を利用してのいじめやトラブルに遭った】

	① 遭った	② 遭わなかった
小 4	12 人 (1.8%)	644 人 (98.2%)
小 6	25 人 (4.0%)	600 人 (96.0%)
中 1	35 人 (11.0%)	282 人 (89.0%)
中 2	17 人 (4.2%)	388 人 (95.8%)
中 3	21 人 (6.4%)	308 人 (93.6%)
計	110 人 (4.7%)	2222 人 (95.3%)

4 【3で「①遭った」を選んだ児童生徒】（複数回答可）単位：人

いじめ・トラブルの内容	小 4	小 6	中 1	中 2	中 3
① インターネットの掲示板やメールで悪口を書かれた	1	3	5	3	0
② チェーンメールを送られた	8	20	28	15	7
③ 自分の個人情報や写真などを無断で流された	3	2	4	3	0
④ 心当たりのない利用料金の請求を受けた	1	1	1	1	1
⑤ 広告などの迷惑メールがたびたび送られてきた	1	5	9	2	0
⑥ 他人からしつこくメールを送られたり、つきまとわれたりした	0	4	6	1	0
⑦ 携帯電話、スマートフォンで撮られた写真が悪用された	0	1	0	0	0
⑧ ネットで知り合った人と実際に会った（または会いそうになった）	0	0	1	0	1
合 計	13	36	54	25	9

5 【携帯電話やスマートフォン、パソコン等の危険性について、
これまでどこで教えてもらいましたか】（複数回答可）単位：人

どこで教えてもらったか	小 4	小 6	中 1	中 2	中 3
① 学校の先生	54	521	289	304	246
② 保護者	125	447	225	263	214
③ 兄弟姉妹	13	76	32	36	32
④ 特定の会社や公民館などの講座	0	49	24	48	66
⑤ 携帯ショップの店員	10	54	37	36	44
⑥ 友達	0	64	27	37	37
⑦ テレビや本・雑誌	15	204	65	91	101
⑧ インターネット	2	83	32	71	70
⑨ 特に教えてもらって（学んで）いない	90	12	1	2	11

6 【携帯電話やスマートフォン、パソコン、携帯音楽プレーヤー、ゲーム機などインターネット
に接続可能な機器を利用してインターネット（ソーシャルメディア等を含む）を利用するか】

	小 4	小 6	中 1	中 2	中 3
①利用する	62.5%	82.4%	92.7%	87.6%	94.5%
②利用しない	37.5%	17.6%	7.3%	12.4%	5.5%

7【6で「①利用する」を選んだ人が回答】

平日（土日を除いて）に、 どのくらい利用するか	小4	小6	中1	中2	中3
①使っていない	13.9%	8.2%	4.0%	2.9%	2.7%
②30分未満	24.6%	31.1%	13.1%	9.0%	10.3%
③30分以上1時間未満	24.4%	21.7%	16.0%	22.2%	12.0%
④1時間以上2時間未満	13.9%	15.7%	22.5%	28.6%	26.7%
⑤2時間以上3時間未満	4.5%	7.2%	17.1%	17.0%	20.5%
⑥3時間以上4時間未満	4.3%	6.2%	13.1%	9.0%	11.0%
⑦4時間以上5時間未満	1.9%	2.5%	2.9%	3.5%	2.7%
⑧5時間以上	2.9%	2.9%	6.2%	4.2%	8.9%
⑨わからない	9.6%	4.5%	5.1%	3.5%	5.1%

II. 平成 29 年度市内小・中学校における SNS トラブル報告件数と事例

【小学校】指導課への報告件数：9 件

（事例）

Aさんが、仲が良かった2人から仲間はずれにされていると、保護者から担任に訴えがあった。原因を2人から聞くと、メッセージ機能付きアプリでAさんから誹謗中傷する内容が送られてきたため、Aさんを避けるようになったことがわかった。保護者を加えて、面談を実施し、指導したが、現在も仲は戻らず、お互いがお互いをさけている。

【中学校】指導課への報告件数：11 件

（事例）

1年男子が3年男子をラインで挑発し、トラブルになる。当該3年男子生徒が当該1年男子生徒に暴力をふるったことから発覚した。また、当該1年男子生徒は他の1年男子生徒の写真勝手にアップさせていたことも分かった。学校は加害生徒及び保護者を学校へ呼び、被害生徒及び保護者に謝罪させ、写真は消去させた。

III. 児童生徒をネットトラブルから守るために

1. 学校の取組

- ・ 情報モラルについての講演会、スマホ・ケータイ安全教室の実施による児童生徒及び保護者の啓発や情報提供
- ・ 道徳の授業やリーフレットを使用した児童生徒への指導
- ・ 各校「いじめ防止基本方針」によるネットいじめの周知
- ・ 学校行事の参観者に対して、撮影した写真の SNS 等への投稿を控えることを放送や掲示等で呼びかけ

※ 情報モラル教育の実施状況について

小学校 23/23校実施 中学校 11/11校実施 全ての小中学校で実施


「ネットトラブル」をテーマとして扱った内容	小学校数	中学校数
SNS やブログ	19	10
出会い系サイト	16	11
学校裏サイト	17	8
フィルタリング	18	10

講演者について	小学校数	中学校数
保護者に対して教員以外が講演会を行った学校	20	8
上記のうち 埼玉県ネットアドバイザーに依頼	6	4
携帯電話事業者	7	1
その他（警察、あおぞら）	7	3

小学校3校、中学校3校については、教員が保護者会等で実施

2. 教育委員会の取組

- ・ 子どもたちがスマホ・ケータイを上手に使う久喜市のルール
(平成 26 年度 教育委員会、校長会、PTA連合会の共同制作)
- ・ 広報誌「生徒指導久喜」の発行を通して啓発
- ・ 子供のスマホの使用を保護者のスマホ端末で制限するといったアプリの紹介
- ・ PTAの会合などさまざまな機会を通じ、保護者に対して SNS トラブルについての啓発や情報提供



子どもたちがスマホ・ケータイを上手に使う久喜市のルール

— 家庭・子ども・学校が「上手に使う」環境・ルールづくりを —

スマホ・ケータイ・タブレット・パソコン・ゲーム機によりインターネットを介して世界中がつながる世の中。そのような中、事件や事故に巻き込まれるトラブルや、友達とのトラブルにつながるケースが増えています。久喜市でも、小・中学生へのスマホ・ケータイの普及が進んでいます。今後トラブルが増加することも考えられるため、購入を考えているご家庭も含めて、便利なスマホ・ケータイを上手に使う方法を考えてみる必要があります。

家庭

トラブルから子どもを守る主体は「保護者」です。

- 1 子どもにスマホ・ケータイを買い与えるならば、しっかりと話し合いルールをつくり守らせること。
- 2 フィルタリングサービスを必ず利用すること。
- 3 相手の顔をみて用件を話すコミュニケーションの基本を大切にすること。
- 4 学校には持って行かせない。

子ども

O使う人には責任があります。

- 1 夜9時以降は使わないこと。(緊急時以外)
- 2 インターネットのルールやマナーを守ること。
- 3 家庭で話し合ったルールを守ること。

大切なことは相手の顔を見て話すこと。夜間のメールや電話は、相手の時間を奪う社会的にも迷惑な行為です。夜9時以降は自分のための時間とすることをルールとします。

学校

O学校で情報モラルを学ばせ支援します。

- 1 学校には持ち込ませないこと。
- 2 子どもたちに授業や講演会などを通し情報モラルを身に付けさせること。
- 3 インターネットトラブルについての未然防止、早期発見、早期解決の取組を行うこと。

久喜市教育委員会・久喜市小・中学校校長会・久喜市PTA連合会

3. その他

- ・ 埼玉県ネットトラブル注意報（埼玉県教育委員会）

○ 平成30年度ネットトラブル注意報

- ・ [平成30年度第1号「ネットいじめについて」](#) (PDF: 576KB) [テキスト版 \(PPT: 88KB\)](#)
- ・ [平成30年度第2号「『自撮り写真』をインターネットに投稿することの危険性について」](#) (PDF: 422KB) [テキスト版 \(PPT: 87KB\)](#)

○ 平成29年度ネットトラブル注意報

- ・ [平成29年第12号「インターネットを介したストーカー被害の実態について」](#) (PDF: 424KB) [テキスト版 \(PPT: 55KB\)](#)
- ・ [平成29年第11号「SNSなどインターネットを使ったコミュニケーションで気持ちを伝える難しさについて」](#) (PDF: 942KB) [テキスト版 \(PPT: 72KB\)](#)
- ・ [平成29年第10号「インターネット上の情報の特徴について」](#) (PDF: 647KB) [テキスト版 \(PPT: 73KB\)](#)


「自撮り写真」をインターネットに投稿することの危険性について

埼玉県教育委員会

自分で自分の姿を写した写真、いわゆる「自撮り写真」をインターネットに投稿している人はいませんか。
最近では、自分で手軽に写真をきれいに加工できるアプリが人気を集めていることあっても、「自撮り写真」をSNSなどに投稿している人をよく見かけます。
しかし、こうした写真はトラブルの種になることも。今回は、「自撮り写真」をインターネットに投稿することの危険性についてお話しします。

「自撮り写真」がきっかけでストーカー被害にあうことも

「自撮り写真」をインターネットに投稿することで起きるトラブルはたくさんあります。写真をアダルトサイトや出会い系サイトなどで勝手に使われたり、撮影禁止場所で撮ったものや、背景に知らない人が写りこんだものを投稿してしまって、それを見た人から非難のコメントが集まったり、中でも特に危険なのが、**ストーカー被害**。インターネット上の投稿は、世界中誰でも見ることができ、みなさんが、友だちに見せるつもりで、日常の写真を投稿したとしても、その写真をまったく知らない人が見ている可能性があります。中には、SNSなどの写真を見て、投稿者に一方の好意をいだき、ストーカー行為をする人も少なからずいるのです。



ネットトラブル注意報(第11号)

SNSなどインターネットを使ったコミュニケーションで気持ちを伝える難しさについて

埼玉県教育委員会

スマートフォンの普及やコミュニケーションサービスの発展に伴い、インターネットはコミュニケーションツールとしてすっかり定着しました。子どもたちの間でも、SNSや無料通話アプリなどをを使ったやりとりは日常的なものとなっています。
しかし、インターネットを使ったコミュニケーションは、トラブルが起こりやすいのも事実。トラブルにならないためには、インターネットを使ったコミュニケーションが対面のコミュニケーションとどう違うのか、その特徴を押さえておくことが必要になります。

気持ちを伝えるのが難しい

インターネットを使ったコミュニケーションは、基本的に文字を使ったやりとりです。対面のコミュニケーションとは違って、相手の表情や身振り、声の調子などの情報がありません。文字だけで相手の気持ちを読み取らなくてははいけません。そのため、微妙なニュアンスが伝わりづらく、誤解が生じてしまうことがあります。

<対面の場合>

A美: さっきはごめんね、言いすぎた。

B子: もういいよ。

↓

仲直り

<インターネットの場合>

A美: さっきはごめんね泣いすぎた。

B子: もういいよ。

A美: なんてそんな言い方するの? もうしらない。

このやりとりでは、B子は、もう気にしなくていいよ、というつもりで、「もういいよ」と言ったのですが、A美は突き放されたように感じて怒ってしまいました。